

よくある質問

Q1 居宅介護支援の対象者は？

A1 介護認定を受けていることが条件です。

Q2 介護サービスの費用は？

A2 ケアプランの作成やケアマネジメントサービスは、介護保険が適用されるため、自己負担はありません。

介護サービスを利用した場合は、原則として、かかった費用の1割（一定所得のある方は2割または3割）が自己負担となり、直接サービス事業所に支払います（2020年9月1日現在）。

Q3 介護保険の申請から認定までの期間はどのくらいかかるの？

A3 おおよそ1か月程度です。状況により1か月以上かかる場合もあります。

Q4 介護サービスには、どんなサービスがあるの？

A4 訪問系：訪問介護（ヘルパー）、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴等
通所系：デイサービス、通所リハビリ等
その他：ショートステイ、福祉用具貸与（レンタル）・購入等

とうざん居宅介護支援事業所

東山会の連携



もっと詳しく知りたい方は……

下記問い合わせ先までご連絡ください。
担当者より詳しくご説明いたします。

とうざん居宅介護支援事業所・問い合わせ

電話 / 042-481-5731

FAX / 042-481-5632

営業時間 / 月～土曜日 8時30分～17時

休み / 日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）

所在地 / 東京都調布市布田 1-36-6 ロール調布 1階



とうざん 居宅介護支援事業所 のご案内



電話 / 042-481-5731

FAX / 042-481-5632

居宅介護支援事業の内容



地域でその人らしく

「生ききる」を支えきる

居宅介護支援は、要介護の利用者様の状態や要望に合わせ、自分らしく自立した生活を送れるように支援することを目的としています。

これまでの**人生の物語**をお聞きした上で、これからを**どのようにお暮らしになりたいのか**、その中で何に困り、何が必要なのかを共に考えていきます。そして、地域にある社会資源や介護サービス事業所と連携し、**地域でその人らしく「生ききる」**を支えきれるよう支援させていただきます。

介護サービス利用までの流れ

1 ご相談・お問い合わせ



まずはお気軽にご相談ください。ご本人・ご家族の状況を介護支援専門員（ケアマネジャー）がお伺いします。

介護でお困りのことはございませんか？

2 要介護申請・認定



介護サービスを利用されるには、お住まいの市や区から「**要介護・要支援認定**」を受ける必要があります。介護保険の申請のお手伝いをいたします。

3 ご契約・ケアプラン原案の作成



ご本人の身体や生活状況、「どのように生活を送りたいか」というご意向をお聞きし、ケアプランの原案を作成します。

5 自宅訪問



ケアマネジャーは、月に1回ご自宅を訪問し、生活状況や介護サービスの利用状況について確認します。必要に応じサービス調整等を行います。

4 サービス担当者会議



ケアマネジャーや介護サービス事業所の担当者がご自宅へ集まり、「サービス担当者会議」を開催します。ケアプラン原案について検討し、ご本人・ご家族の同意を得た上で介護サービスのご利用開始となります。